

動物愛護管理法見直しについての要望書

環境省 動物愛護管理室 御中

平成 22 年 11 月 1 日

全国ペット霊園協会

会長 神山 孝

事務局：横浜市瀬谷区阿久和南 2-9-1

よこはま動物葬儀センター 内

TEL 045 (361) 7560

FAX 045 (362) 4177

要望の趣旨

我々、ペットの火葬・埋葬に携わる者は、ペットの火葬・埋葬業界を対象とした新しい規制を受けることなく、これまでと同様に自由な競争の元に営業を続けたいと望んでいます。しかし埼玉県で発生したペットの死体不法投棄事件や、かつて報道された火葬炉投入後の料金不正請求事件等の再発を防止する観点からは、一定の規制は受け入れざるを得ないものと考えます。今後動物愛護管理法を見直してペットの火葬・埋葬業者を登録制にする事を視野に入れた改正法案が検討されるのであれば、現にペットの火葬・埋葬業務を営んでいる者の立場として、改正法案は実情を正しく反映したものとなるよう強く望みます。

ペットの火葬・埋葬業界には「固定火葬炉業者」と「移動火葬車」という二種類の業態があります。そのうち移動火葬車は路上、河川敷などでその土地の管理者の許可を受けずに車を駐車させ営業することが常態化しています。こうした行為はペットの火葬・埋葬業界全体が法律を無視してでも利益を得ようとする体質を持っているとの誤解を生み、業界の品位を低下させ、業界全体の健全な発展を阻害する原因となってきました。業界の健全な発展のためには社会に迷惑をかけずに業務する形態が、登録制の導入により保証される事を望みます。固定火葬炉業者と移動火葬車は、共に法律を守り条例を守って同じ条件の下に登録し、互いに切磋琢磨することでペットの火葬・埋葬業界が国民に支持され健全な発展につながるようこの要望書を提出します。

要望事項

1. 移動火葬車は合法的な場所で火葬業務を行うこと。全てのペット火葬業者は関係する法律に違反しない火葬を行うよう改正法に明記して下さい。

- (1) 路上、河川敷、公共施設の敷地内、その他いずれの場所に於いても、その土地の管理者の許可を得ずに火葬業務を行ってはならない。と改正法に明記して下さい。

(2) 全てのペット火葬業者は火炎、黒煙を出すなど大気汚染防止法に違反する行為がないよう、その原因となる火葬炉の処理能力を超えるサイズのペット火葬を行ってはならないと改正法に明記して下さい。改正法が施行されて1年を経過した後に新規登録する場合はメーカーが保証する火葬炉の処理能力の値を登録項目に含めるようにして下さい。

2. 移動火葬車、固定火葬炉業者を問わず、登録する所在地を管轄する自治体が制定している条例を満たしていない時は、自治体は登録を拒否する制度として下さい。

(1) 固定火葬炉業者は所在地を管轄する自治体の条例に従い、火葬炉の改良や交換をしてきました。移動火葬車の場合はこれまで野放しであったため条例の適合は問われませんでした。改正法では登録する自治体の条例を満たしていなければ登録できないように、両者が平等な取り扱いとなるようにして下さい。

(2) 移動火葬車は車輛ごとに責任者を登録して、責任者だけが火葬業務を行うよう改正法に明記して下さい。火葬未経験者が一人で市中に出て火葬業務を行ったのでは安全が担保されず国民の理解は得られません。

(3) 移動火葬車も登録した自治体による立入検査が出来るような改正法にして下さい。登録制導入を機にこれまで野放しだった移動火葬車も必要な時には立入検査の対象となるよう改正法に明記して下さい。

(4) 移動火葬車は簡単に転売ができます。転売元、転売先どちらも登録制度が生かされるような改正法として下さい。

3. 自治体は登録した名簿を一般に開示するような制度にして下さい。

(1) 登録者の名簿を開示して、登録済ペット火葬炉と無登録のペット火葬炉の区別が誰にでも明瞭となるようにして下さい。

(2) 登録業者名（移動火葬車では責任者名）、登録番号、登録自治体名等を記載した登録標識を固定火葬炉では所在地内の見やすい位置に、移動火葬車では車輛外側の外部から見やすい位置に掲示するよう改正法に明記して下さい。

4. ペット火葬業者は自身で管理する埋葬施設を設備するよう改正法に明記して下さい。

(1) ペットの火葬依頼者は火葬だけでなく遺骨の埋葬も含めて依頼するケースは多く、ペットの火葬業者は埋葬依頼に応じられないと、遺骨を無分別に投棄してしまう危険があります。遺骨になった後もペットの尊厳は配慮されるべきで、ペットの火葬業者にとって埋葬施設は必要な設備と考えます。

(2) 埋葬施設は最低限お参りが可能で、遺骨を埋葬できる構造の慰霊碑が必要です。

(3) 埋葬を他の業者に委託することは、遺骨の行方が不明となる危険があり無分別な投棄の原因にもなるので不可とすべきです。